資料 2

同和問題（部落差別）の表記について

平成 14 年（平成 23 年改正）　人権教育・啓発に関する基本計画

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。

令和 7 年　人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられた我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的課題でもある。

平成 28 年版　人権教育・啓発白書

平成 27 年度の取組は、以下のとおりである。

(1)同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発

法務省の人権擁護機関では、同和問題に関する差別意識の解消のため、「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」を年間強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

平成 29 年版　人権教育・啓発白書

平成 28 年 12 月 9 日、部落差別解消推進法が成立し、同月 16 日に施行された。同和問題（部落差別）については、同法及び附帯決議の趣旨を踏まえつつ、的確に対応していくこととなる。平成 28 年度の取組は，以下のとおりである。

(1) 同和問題（部落差別）に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発

法務省の人権擁護機関では，同和問題（部落差別）に関する差別意識の解消のため、「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

令和 2 年版　人権教育・啓発白書

平成 28 年 12 月 9 日、部落差別解消推進法が成立し、同月 16 日に施行された。部落差別（同和問題）については、同法及び附帯決議の趣旨を踏まえつつ、的確に対応していくこととなる。令和元年度の取組は，以下のとおりである。

(1)　部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「同和問題（部落差別）を解消しよう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。